

液化石油ガス法の基礎シリーズ

—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—(第7回)

昨年実施いたしました「高圧ガス誌」の読者アンケートにおける今後取り上げて欲しいテーマでは、「高圧ガス保安法の基礎」、「LP法の基礎」が上位でありました。加えてアンケートの自由記載欄でも法令に関するテーマの要望が多かったため、高圧ガス保安法令及びLPガス法令に関する連載を開始しています（高圧ガス保安法令については8月号から連載しています）。

本シリーズは、経済産業省の委託を受け発行しているLPガス保安専門技術者向けのメールマガジンにおいて、「液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革（執筆者：高圧ガス保安協会 山川雅美）」を平成26年10月から連載しているためこれを高圧ガス誌においても紹介していきます。

第7回目となる本稿では、液化石油ガス法の基礎シリーズ—液化石油ガス法の制定経緯と法令改正等の沿革—のうち、「LPガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及」の内容を紹介します。

液化石油ガス法の基礎シリーズの掲載号

- | | | | | | |
|-----|--------------------------------|----------|------|--------------|--|
| 第1回 | 液化石油ガス法の誕生まで(1) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.6 | |
| 第2回 | 液化石油ガス法の誕生まで(2) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.7 | |
| 第3回 | 液化石油ガス法の誕生まで(3) | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.8 | |
| 第4回 | 液化石油ガス法の制定理由と規制内容 | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.9 | |
| 第5回 | 簡易ガス事業の法制化とLPガスタンクローリ事故防止委員会発足 | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.10 | |
| 第6回 | 液化石油ガス法の運用開始は手探りで | 高圧ガス保安協会 | 山川雅美 | Vol.54 No.11 | |

LP ガス消費者保安啓発活動の事業展開と安全器具の普及

高圧ガス保安協会

山川 雅美

1 LP ガス消費者保安啓発活動の事業展開

一般家庭用等燃料としてのLPガスの急速な普及に伴い、LPガスの消費者事故は年々増加の一途をたどり、1971（昭和46）年217件、1972（同47）年299件、1973（同48）年368件と止まることを知らないような勢いであった。特に、1973年には和歌山市において、LPガスの不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故により死者6名、東京都において、マンションにおけるLPガスの大爆発により死者4名、負傷者7名を数える重大事故が発生している。

高圧ガス保安協会はLPガスの一般消費者における事故防止の効果策の一つとして消費者に対する保安啓発活動（安全な使い方、安全器具の普及等）があり、この時まで重点的かつ継続的にこれを推進して来ており、諸施策のうちでは現在まで最も長期にわたって実施しているものである。

その方法は、当時はテレビ、ラジオ、新聞雑誌等マスメディアを通じたもののほか、一般・学校を通じたポスター等によっている。これらの業務は1967（昭和42）年度から始め、その後徐々に拡大し、それぞれの時代に即応したテーマを取り上げてきた。

1969（昭和44）年からは関係業界と共同で「LPガス事故防止安全委員会」を設け、上記業務をさらに強力に推進し、毎年9月を

「LPガス事故防止月間」とし、この期間に特に重点を置いて事業展開を図った。

業界主導の「LPガス事故防止安全委員会」は、1973年6月25日に通商産業省（当時）からの通達によるオーソライズ（公認、承認）を受けて正式に保安キャンペーンを実施する組織として再発足し、毎年事業展開を行った。1985（昭和60）年からは「LPガス安全委員会」に改称し（毎年10月を「LPガス消費者保安月間」に制定）液化石油ガスを使用する消費者に対し、保安に関する技術的知識の普及および保安意識の高揚を図り、液化石油ガスの保安の確保に寄与することを目的とし、現在も事業展開を継続している。

この事業は、高圧ガス保安協会が1975（昭和50）年度に国からの事業補助金を得て発足させた「液化石油ガス消費者保安センター」の保安啓発事業と連携しながら展開を図ってきた。

2 安全器具の普及

一方、1975年度に高圧ガス保安協会に設置された液化石油ガス消費者保安センター附属研究所が、その後長年にわたる研究の成果として実用化したマイコンメータは、LPガス安全器具の中核となった。

さらに、1985年9月、高圧ガス保安協会の液化石油ガス部にLPガス保安トレーニン

グセンターを併設して「LPガス保安指導委員」を多数養成し、販売事業者の保安指導を通じて事故発生数の減少に大いに貢献してきた。

1997（平成9）年の液化石油ガス法の改正により「LPガス保安指導委員」制度はなくなったが、「保安専門技術者」に引き継がれて現在に至っている。

法令上の対応を見てみると、マイコンメータについては、1987（昭和62）年8月31日付62立局第748号により、省令補完基準第29節「供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法」にマイコンメータⅡによる漏えい試験方法が規定された。

また、1994（平成6）年4月22日付6立局第146号により、同じく省令補完基準第29節に、マイコンメータSによる漏えい試

験方法が規定された。

さらに、1997年4月1日から全部改正・施行された液化石油ガス法施行規則第18条（供給設備の技術上の基準）第22号に、液化石油ガスを体積販売する場合は供給設備にマイコンメータSまたはマイコンメータⅡを設置することと規定されたのである。

このマイコンメータのほか、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器を合わせ称して「安全器具3点セット」とし、これを業界挙げて、また前述のLP保安指導委員の技術指導等により着実に普及させてきたこと等により、1979（昭和54）年に793件だったLPガス事故件数が1997年に68件まで減少したことは記憶にとどめておきたい。

山川雅美（やまかわ まさみ）



©MPC